

## 特記仕様書

### (適用範囲)

**第1条** 本特記仕様書は、徳島県が委託する河川等パトロール業務（以下「パトロール」という。）に適用する。

### (委託区域)

**第2条** 南部総合県民局県土整備部那賀庁舎管内の次に示す区域を委託する区域とする。

- ・一級河川那賀川水系のうち県管理区間全域。
- ・砂防3法及び土砂災害防止法に基づく指定区域のうち県が指定する区域。
- ・砂利採取場（木頭助）等

### (パトロール実施期間)

**第3条** パトロールの実施期間は、下記のとおりとする。  
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### (パトロールの詳細)

**第4条** 河川等パトロール業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）第8条に示すパトロール項目の詳細は、以下のとおりとする。

点検項目	点検の視点（留意点）
管理道路、通路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等</li> <li>・わだち掘れ、穴、陥没、段差の状態</li> <li>・雑草、雑木の繁茂による通行障害</li> </ul>
堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等</li> <li>・不等沈下、漏水の有無</li> <li>・堤天のわだち掘れ、穴、陥没、段差の状態</li> <li>・法面状態（亀裂、法崩れ等）</li> <li>・雑草、雑木の繁茂状態</li> </ul>
河川護岸、砂防流路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等</li> <li>・侵食、クラック、はらみ出し、吸い出し等異常の有無</li> <li>・土砂堆積、異常洗掘の有無</li> <li>・河川等に支障を及ぼす倒木、枯木の有無</li> </ul>
水門、陸閘、樋門、堰、ダム、海岸砂防堰堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等</li> <li>・クラック、漏水等異常の有無</li> <li>・施設の破損、隙間、がたつき、ゴミつまりの有無</li> </ul>
水面の異常	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油、その他汚濁物質の流出</li> <li>・魚の大量斃死</li> <li>・漂着物</li> </ul>
砂利採石現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取計画とおりの採取がなされてるかどうか</li> </ul>
占用状況、不法物件の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・占用が適正にされているかどうか</li> <li>・不法物件の状況変化</li> </ul>
不法係留船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法係留船、沈船の状況把握</li> </ul>
危険箇所の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命、財産に影響がでるか</li> <li>・関係者に情報伝達</li> <li>・河川等の管理物なら応急措置はできそうか</li> </ul>
親水空間における安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急な出水に対して円滑に避難できるか</li> </ul>
その他違法行為（新たな）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に対応が必要かどうか</li> <li>・掘削、切土、盛土等、土地形状の変更</li> <li>・工作物の新築、改築等</li> <li>・立竹木の伐採</li> </ul>

**(異常箇所の応急措置)**

**第5条** 仕様書第3条第1項第2号に示す「緊急を要する異常箇所の応急措置」とは、次に示すものとする。

項目	措置内容	適用
危険回避・除去	・倒木、落石、土砂、投棄物、その他支障物の除去 ・危険事象に対するバリケード、看板、危険杭の設置	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
路面補修	・路面にできたポットホール等の小規模修繕作業	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
施設清掃	・土砂、ゴミ等の撤去	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
その他	・支障のある事項	緊急を要するもので、かつ小規模なもの。

**(パトロール車両)**

**第6条** 委託者が貸与するパトロールに使用する車両は次のとおりとする。  
車両の登録番号：徳島530さ98-90

**(パトロール要員の遵守事項)**

**第7条** パトロール要員がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。  
(1) 出発前に監督員にパトロールコースなどを確認し、必要な情報の提供を受けること。  
(2) パトロールに必要な車載常備器材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。  
(3) パトロール中は、適宜業務管理責任者と連絡をとり、現況報告を行う。

**(携行器材)**

**第8条** 河川パトロール車には下表に掲げる器材を必要に応じ積載するものとし、監督員の承諾を得て甲が備えている資器材を使用することができる。

1	関係資料	管内図、道路台帳等
2	記録・測定器具	[デジタルカメラ]、ポール、巻尺
3	保安器具	バリケード、セフティーコーン、保安ロープ、看板
4	照明器具	懐中電灯
5	応急用工具	スコップ、鎌、鋸、掛矢、箒
6	通信機器	[携帯電話]
7	その他	その他必要な器材

2 前項の器材のうち、[ ]内のものは、受託者の負担において準備すること。